

北魏部族解散再考——元萇墓誌を手がかりに——

松下 憲一

本稿は2003年、河南省済源市で発見された北魏元萇墓誌中にある「太和十二年、代都平城改俟懃曹、創立司州」の分析を通じて、長年議論の続いている北魏の部族解散について改めて検討したものである。

第一章では、墓誌の記載にある「俟懃曹」について分析した。俟懃は鮮卑の庫莫奚や慕容部、また柔然にもあり、突厥の俟斤(irkin)と同じく部族長を意味する官名である。鮮卑の慕容部では、中部俟釐や東部俟釐など八部俟釐を置き部族を統治していた。このことから「俟懃曹」とは、部族長を意味する胡語の「俟懃」と官庁を意味する漢語の「曹」とを組合わせた部族統治機関を意味する言葉で、『魏書』では八部大夫(八国)・六部大人官などと表記される。

第二章では、北魏前期の部族統治機関である俟懃曹(八国)の展開を考察した。従来、八国制は六部、四部と縮小し、孝文帝期に廃止されたと理解されてきた。これに対し筆者は、八国は南匈奴や鮮卑に共通する遊牧的伝統に基づいて創設されたものであること、太武帝期の四部は担当者が八人であることから実質上、八国と変わらないことを述べた。八国制は孝文帝の太和12年(488)に司州に改められるまで存続した。

第三章では、俟懃曹の廃止と司州創立の意味について検討した。天興元年(398)、道武帝は平城に定都すると畿内と郊甸を定め、同地域に居住する漢族を統治するために司州を置いた。同時に同地域に居住する北族を統治するために俟懃曹(八国)を置いた。八国制は六部・四部・六部と変遷しながら孝文帝の太和12年に廃止されまで存続した。

孝文帝は俟懃曹を廃止して北族を司州の統治下に置いたが、これによって司州のもと郡県制の一律支配が行われることになった。よって道武帝による部族解散とは、部族を戸ごとに解体して漢族とおなじく戸籍につけて統治することを言うのではなく、北魏に内属した諸部族を北魏皇帝の支配下に再編し、俟懃曹でもって統治することを意味する。